

令和5年第3回定例教育委員会会議議事録

会議室601・602

令和5年3月15日(水)

14時05分～15時05分

出席委員

教育長	計田春樹
教育長職務代理者	長谷川武司
委員	高橋正明
委員	田原知江
委員	小野武也

事務局

教育部長	木村敏男
次長兼教育振興課長	石原洋
学校給食課長	沖克哉
学校教育課課長	山垣内理恵
生涯学習課長補佐兼学習施設係長	竹本康典
スポーツ振興課長	平田潔
文化課主査兼学芸員	松田英之
書記 教育振興課総務企画係長	大村寿行
書記 教育振興課主事	峰松沙那

議	題
三教委議第3号	三原市教育委員会事務分掌規則の一部改正について（公開）
三教委議第4号	三原市電子情報処理組織業務管理規程の一部改正について（公開）
三教委議第5号	三原市立学校等施設の開放に関する規則の一部改正について（公開）
三教委議第6号	会計年度任用職員の任用について（非公開）
三教委議第7号	学校医及び学校薬剤師の委嘱について（非公開）
三教委議第8号	令和5年度三原市立小中学校の学校評議員の委嘱について（非公開）
三教委議第9号	スポーツ推進委員の委嘱について（非公開）
三教委報第4号	会計年度任用職員の任用に係る臨時代理の承認について（非公開）
三教委報第5号	県費負担教職員の任免及び懲戒その他の進退に係る内申の承認について（非公開）
三教委報第6号	県費負担教職員の任免及び懲戒その他の進退に係る内申の承認について（非公開）

計田教育長 令和5年第3回定例教育委員会会議を始める。

本日の議事録署名委員は、高橋委員と小野委員に願います。

それでは、令和5年第2回定例教育委員会会議の議事録の朗読を簡潔に願います。

書記 (令和5年第2回定例教育委員会会議の議事録を簡潔に朗読)

計田教育長 議事録を承認してよろしいか。

(一同承認)

計田教育長 議事録の承認については、以上である。

計田教育長 それでは、議事に入る。本日の議案、報告事項のうち「三教委議第3号」から「三教委議第5号」までを公開とし、それ以外は人事案件等であり、公開になじまないため、非公開として審議したいと思う。審議の進め方については、次第に沿って審議したいと思うが、よろしいか。

(一同承認)

計田教育長 それではそのように取り扱う。それでは「三教委議第3号」について、事務局から説明願う。

石原次長兼教育振興課長 7ページ三教委議第3号「三原市教育委員会事務分掌規則の一部改正について」説明します。三原市教育委員会事務分掌規則(平成17年三原市教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。第3条の表生涯学習課の部企画振興係の項第6号中「老人大学」を「みはら市民大学」に改め、第12号中「宇根山天文台、」を削る。この規則は、令和5年4月1日から施行します。提案理由は、三原市宇根山家族旅行村設置及び管理条例の制定に伴い、宇根山天文台が宇根山家族旅行村の構成施設となるため、施設名称を整理するほか、所要の改正を行うため、この案を提出するものです。8ページには、新旧の対照表を載せています。

計田教育長 説明を受けたが、何か質問や意見はあるか。

(なし)

計田教育長 以上で本件の審議を終わり、採決に移る。「三教委議第3号」について原案どおり可決することに異議はないか。

(なし)

計田教育長 全員賛成と認める。よって「三教委議第3号」は原案どおり可決された。続いて「三教委議第4号」について事務局から説明願いたい。

石原次長兼教育振興課長 9ページ三教委議第4号「三原市電子情報処理組織業務管理規程の一部改正について」説明します。三原市電子情報処理組織業務管理規程(平成17年三原市教育委員会訓令第8号)の一部を次のように改正する。第27条第5項第9号を削る。この規則は、令和5年4月1日から施行します。提案理由は、広島県水道広域連合企業団の設立に伴い、委員の見直しを行うため、この案を提出するものです。10ページには、新旧の対照表を載せています。

計田教育長 説明を受けたが、何か質問や意見はあるか。

(なし)

計田教育長 以上で本件の審議を終わり、採決に移る。「三教委議第4号」について原案どおり可決することに異議はないか。

(なし)

計田教育長 全員賛成と認める。よって「三教委議第4号」は原案どおり可決された。続いて「三教委議第5号」について事務局から説明願いたい。

石原次長兼教育振興課長 11ページ三教委議第5号「三原市立学校等施設の開放に関する規則の一部改正について」説明します。三原市立学校等施設の開放に関する規則(平成17年三原市教育委員会規則第42号)の一部を次のように改正する。第2条第2項第2号中「午後9時まで。」を「午後9時まで」に改め、同号ただし書を削る。第3条を次のように改める。第3条削除。第4条第2項第2号中「(昭和23年法律第178号)」を削る。第6条第3項後段を削る。第10条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。(9) 気象庁から、警報が発令されたとき、又は警報の発令の可能性があるとき。この規則は、令和5年4月1日から施行します。提案理由は、台風等の悪天候に伴う警報発令時等の利用について、特段の定めがないことから、必要事項を定めるとともに、完全学校週5日制が実施されていることに伴い、現行の運用に則していないものについて、見直しを行うため、この案を提出するものです。13、14ページには、新旧の対照表を載せています。

計田教育長 説明を受けたが、何か質問や意見はあるか。

(なし)

計田教育長 以上で本件の審議を終わり、採決に移る。「三教委議第5号」について原案どおり可決することに異議はないか。

(なし)

計田教育長 全員賛成と認める。よって「三教委議5号」は原案どおり可決された。それでは、ここから非公開にて審議する。傍聴者の方は退席をお願いします。

(非公開案件審議後)

計田教育長 以上で第3回定例教育委員会会議を終了する。

15時05分 教育委員会会議終了
傍聴者1名

上記のとおり会議の顛末を記載し，その旨相違ないことを証すため，ここに署名する。

署名_____

署名_____